

磐田市建築物等耐震改修促進事業費補助金交付事務取扱要領

平成 29 年 4 月 1 日制定

令和 7 年 4 月 1 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、磐田市建築物等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（令和 4 年磐田市告示第 67 号。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 要綱における用語の解釈は、各号に定めるところによる。

(1) 要綱第 2 条第 1 項第 7 号の市長が認める防災ベッドは、静岡県「耐震シェルター整備事業及び防災ベッド整備事業の交付事務取扱要領 第 2 補助対象製品の採択基準等(3)」に基づく「別表 2 知事が認める防災ベッドの一覧」に記載されたものであること。

(2) 要綱第 2 条第 1 項第 8 号の市長が認める耐震シェルターは、静岡県「耐震シェルター整備事業及び防災ベッド整備事業の交付事務取扱要領 第 2 補助対象製品の採択基準等(3)」に基づく「別表 1 知事が認める耐震シェルターの一覧」に記載されたものであること。

(3) 要綱第 2 条 1 項 14 号の金属製フェンス等の構造については（社）日本建築学会による「壁式構造関係設計規準・同解説（メーソンリー編）」に定める「金属フェンス付きブロック塀の構造・配筋」に準拠するものとする。

(4) 要綱第 4 条第 1 項の平成 18 年度国土交通省告示 184 号（平成 18 年 1 月 26 日）の別添指針の一部又は全部と同等の効力を有すると国土交通大臣が認める方法は、次に掲げるものをいう。

ア 「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和 55 年 7 月 23 日付け文管助第 217 号文部大臣裁定）

イ （財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く）

ウ （財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」

エ （財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」

オ （財）日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」

カ （財）建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」

キ 「屋内運動場等の耐震性能診断基準」

ク （社）プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」

ケ （社）プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」

- コ (社) プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」
 - サ (財) 日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」
 - シ (財) 日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」
 - ス 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日における建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法
- (5) 要綱第 4 条第 1 項第 1 号アおよび同項第 2 号イの市長が同等と認める耐震補強方法は、新工法を採用する等、同等以上の効果が認められるものとする。
 - (6) 要綱第 4 条第 1 項第 8 号イ(ウ)のその他市長が地震に対して安全な構造と認める建築物は、前 3 号に掲げる方法により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を確認し、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判定されたものとする。
 - (7) 要綱第 4 条第 1 項 13 号イの市長が撤去を要しないと認めるものは、地域の実情を勘案してやむを得ない場合に限って残すことができる倉庫(違反建築物は除く。)とする。ただし、営農のための倉庫(農業用の倉庫)、材料置場、道具置場として必要な場合で、住宅として機能しないよう、床をぬき、畳、台所、浴室等の設備及び押入れ等が残らないように措置することを条件とする。

(添付書類)

- 第 3 条 要綱別表第 6 に規定する交付申請に要する書類のうち別に定める関係書類は、別表第 1 に掲げるものとする。
- 2 要綱別表第 7 に規定する完了報告に要する書類のうち別に定める関係書類は、別表第 2 に掲げるものとする。
 - 3 要綱第 14 条に規定する計画の確認に要する書類のうち、その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 補強前後の I_w 値及びその算定根拠を示す補強計画計算書
 - (2) 補強前後の壁仕様等、補強方法、施工箇所を明示した補強計画平面図
 - (3) 金物図(平成 12 年建告第 1460 号の仕様に適合する場合)
 - (4) 補強後の補強計画に基づく見積書の写し
 - (5) 耐震診断結果報告書(様式第 8 号)
 - 4 要綱第 15 条に規定する事業の切替えに要する書類のうち、その他市長が必要と認める書類は、別表第 1 第 1 項に掲げるものとする。
 - 5 要綱第 21 条に規定する別に定める関係書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 契約書又は請書の写し
 - (2) 請求書又はそれに代わるものの写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(添付書類の省略)

第4条 前条に定める申請書に添えて提出すべき書類のうち別表第3に掲げるものは、個人情報照会の同意書(様式第6号)により、申請者の同意を得て、必要とする情報を磐田市が保有する公簿等により確認できるときは、提出を省略することができる。

2 前条に定める申請書に添えて提出すべき書類のうち、別表第4(ろ)欄に掲げる事業については、同一年度に同表(い)欄に掲げる事業を申請し、同表(は)欄に掲げる書類に変更がないものに限り、提出を省略することができる。

(耐震診断等における留意点)

第5条 鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断及び補強後の評価(以下「耐震診断等」という。)に当たっては、原則として電算ソフトを使用するものとし、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造は、第2次診断まで実施すること。

2 耐震診断結果報告書には、次の事項を記載した書類を添付する。

- (1) 建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
- (2) 構造部材強度(コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他)
- (3) 耐震診断の方針
- (4) 診断結果の概要
- (5) 建築物の性質
- (6) 総合所見
- (7) 耐震診断を実施するにあたり作成及び使用した図面
- (8) 補強前の I_w 値又は I_s 値及び q 値、並びにその算定根拠を示す計算書
- (9) 調査を行った場合は、その調査結果資料

3 耐震診断等結果報告書には、次の事項を記載した書類を添付する。

- (1) 建築物の名称、所在地、用途、作成者の名称、住所、作成年月日
- (2) 構造部材強度(コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他)
- (3) 補強計画の方針
- (4) 補強計画の概要
- (5) 建築物の性質
- (6) 総合所見
- (7) 補強計画を実施するにあたり、作成及び使用した図面
- (8) 補強前後の I_w 値又は I_s 値及び q 値、並びにその算定根拠を示す計算書
- (9) 調査を行った場合は、その調査結果資料

4 結果報告書には、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会による耐震判定書(以下「耐震評定書」という。)を添付しなければならない。

ただし、次に掲げる建築物については、この限りではない。

- (1) 次のいずれかに該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物

- ア 延べ面積 1,000 平方メートル未満
- イ 地上階数 2 以下
- (2) 次のいずれにも該当する木造の建築物
 - ア 延べ面積 1,000 平方メートル以下（平屋建てのものは除く）
 - イ 高さ 13 メートル以下
 - ウ 軒の高さ 9 メートル以下
 - エ 階数 2 以下
- (3) 同一申請者が複数の建築物を耐震診断する場合で、次の全てに該当し、なおかつ 1 棟分の耐震評定書の写しがあるもの
 - ア 建築構造が同一
 - イ 建物規模が同程度
 - ウ 建設時期が同程度
- (4) 建替えまたは除却を行うもの
- (5) 市長が不要と認める建築物

(事業の切替えの留意点)

第 6 条 木造住宅耐震補強工事助成事業（補強計画一体型）から事業の切替えを行う際の留意点は次のとおりとする。

- (1) 命を守る対策として、木造住宅防災ベッド整備事業又は木造住宅耐震シェルター整備事業の補助制度を受ける場合は、事業の切替え申請時に受けようとする補助制度の交付申請を行わなければならない。
- (2) 前項に該当する場合は、補強計画策定事業の完了報告時に、申請を行っている事業の完了報告を行わなければならない。

(木造住宅除却工事助成事業の留意点)

第 7 条 木造住宅除却工事助成事業の対象とする木造住宅は次のとおりとし、付属建築物等は対象としない。

- (1) 居住のための設備（浴室・台所・便所）を全て兼ね備えたもの
- (2) 次のいずれかに該当するものを含む自己の居住の用に供する住宅
 - ア 申請日から 1 年未満の間に転居したもの
 - イ 居住者と所有者が 2 親等以内の関係であり、かつ賃貸契約を結んでいないもの

(建築物耐震化助成事業における留意点)

第 8 条 建築物耐震化助成事業にて建替えを行う場合は、新築建築物が省エネ基準に適合する建築物としなければならない。

(木造住宅防災ベッド整備事業における留意点)

第 9 条 木造住宅防災ベッド整備事業の留意点は次のとおりとする。

- (1) 設置可能な台数は、原則として居住者 1 人に対し、1 台までとする。
- (2) 過去に補助金を使用し、耐震補強工事を行っている場合は対象外とする。

- (3) 防災ベッドの設置に係る基礎及び床補強工事は、補助対象とする。

(木造住宅耐震シェルター整備事業における留意点)

第 10 条 木造住宅耐震シェルター整備事業の留意点は次のとおりとする。

- (1) 対象となる耐震シェルターは、日常的に居室として利用する部屋に設置されるものとする。
- (2) 過去に補助金を使用し、耐震補強工事を行っている場合は対象外とする。
- (3) 耐震シェルターの設置に係る基礎及び床補強工事は、補助対象とする。

(ブロック塀撤去事業及びブロック塀等建替事業における留意点)

第 11 条 ブロック塀等撤去事業及びブロック塀等建替事業の補助対象ブロック塀等の長さは、次のとおりとする。

- (1) 境界線上の長さとし、控え壁及び敷地内（隣地を除く。）への折返し部分及び門柱は含めない。
- (2) ブロック塀については、基礎の上端から 4 段以上（石塀、レンガ塀等については 60 c m 以上）なければ長さに参入しない。
- (3) フェンスとブロック塀が一体となった塀については、ブロック塀が 4 段以上なければ長さに算入しない。

ただし、長さに算入しない場合において、構造上一体で危険な部分と一体的に撤去せざるを得ない場合は、当該事業に要する経費の対象とする。

- (4) 万年塀は補助対象外とする。
- 2 金属フェンス等の下部にコンクリートブロックを使用する場合は、2 段以下かつ、地盤面から 60 c m 以下とする。

(地域耐震化推進事業に要する経費)

第 12 条 地域耐震化推進事業に要する経費は次のとおりとする。

- (1) 派遣報酬日額の目安は、国土交通省が定める設計業務委託等技術者単価の技師 (C) の基準日額とする。
- (2) 交通費の目安は、磐田市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年 3 月 24 日規則第 16 号）第 13 条第 1 項第 2 号に規定する費用弁償の額の最低金額とし、目的とする派遣 1 回ごとに上乘せする。

(がけ地等近接危険住宅移転事業における留意点)

第 13 条 がけ地近接危険住宅移転事業における新築住宅は省エネ基準に適合する建築物としなければならない。

(交付額の確定等)

第 14 条 交付すべき補助金の額を確定するにあたり、補助事業の完了報告書の内容を審査し、必要に応じて工事内容を確認するため、検査を実施するものとする。

- 2 検査を行う場合、その日時を申請者と調整を行ったうえで決定するものとする。

3 検査に工事監理者及び施工者の立会いを求めることができるものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、静岡県プロジェクト「TOUKA I-0」総合支援事業における取り扱いに準ずる。

附 則

1 この要領は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表第1（第3条関係）

事業の区分	交付申請に要する書類
<p>1 木造住宅補強計画策定事業（事業の切替え）</p>	<p>ア 命を守る対策を確認できる次のいずれかの書類（ただし、木造住宅防災ベッド整備事業又は木造住宅耐震シェルター整備事業の交付申請を行った場合は除く）</p> <p>(ア) 耐震性のある住宅等への住替えをする場合は、既存住宅等が耐震性を有していることを確認できる次のいずれかの書類</p> <p>a 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した住宅であることを確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>(a) 建築確認通知書</p> <p>(b) 建物登記簿謄本</p> <p>(c) その他、建築工事の着工日が証明できる書類</p> <p>b 各階の I_w 値が 1.0 以上であることを確認できる耐震診断結果報告書の写し</p> <p>c その他、耐震性を有していることを証明できる書類</p> <p>(イ) 木造住宅防災ベッド整備事業又は木造住宅耐震シェルター整備事業の補助を受けなくて、防災ベッド及び耐震シェルターを設置する場合は、設置するものの詳細を確認できるもの</p>
<p>2 木造住宅補強工事助成事業（補強計画一体型）</p>	<p>ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）</p> <p>イ 見積書の写し等、事業に要する経費の根拠が確認できるもの（補強計画、補強工事）</p> <p>ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>(ア) 建築確認通知書</p> <p>(イ) 建物登記簿謄本</p> <p>(ウ) その他、建築工事の着工日が証明できる書類</p> <p>エ 所有者の承諾書（所有者以外による申請の場合のみ）</p> <p>オ 付近見取り図</p> <p>カ 配置図及び各階平面図</p> <p>キ 補強計画作成者の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し</p> <p>ク わが家の専門家診断結果報告書の写しあるいは耐震診断結果報告書の写し</p> <p>ケ 木造住宅耐震補強事業のPR活動への協力確認書（様式第2号）</p> <p>コ 家族構成報告書（様式第1号）及び次のいずれかの書類（高齢者世帯の場合のみ）</p> <p>(ア) 65歳以上又は15歳未満であることが確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>a 運転免許証</p>

		<ul style="list-style-type: none"> b 健康保険証 c 住民票 d その他、生年月日が証明できる書類 (イ) 就学していることが確認できる書類等の写し (ウ) 身体障害手帳の交付を受けていることが確認できる書類の写し (エ) 要介護者又は要支援者の認定を受けていることが確認できる書類の写し (オ) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることが確認できる書類の写し サ 過去に補強計画策定費に補助を受けている場合は、その補助額が確認できる書類
3	木造住宅除却工事助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） イ 見積書の写し等、事業に要する経費の根拠が確認できるもの ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し <ul style="list-style-type: none"> (ア) 建築確認通知書 (イ) 建物登記簿謄本 (ウ) その他、建築工事の着工日が証明できる書類 エ 1年以内の居住が確認できるもの（申請者の住所と建築物の所在地が異なる場合のみ） オ 住宅の所有者が確認できるもの（申請者の住所と建築物の所在地が異なる場合のみ） カ 所有者の承諾書（所有者以外による申請の場合のみ） キ 付近見取り図 ク 既存住宅の配置図及び各階平面図（居住のための設備が記載されているもの） ケ 事業着手前の写真 コ わが家の専門家診断結果報告書の写しあるいは耐震診断結果報告書の写し サ 家族構成報告書（様式第1号）及び次のいずれかの書類（高齢者等世帯又は子育て等世帯のみ） <ul style="list-style-type: none"> (ア) 65歳以上又は15歳未満であることが確認できる次のいずれかの書類の写し <ul style="list-style-type: none"> a 運転免許証 b 健康保険証 c 住民票 d その他、生年月日が証明できる書類 (イ) 就学していることが確認できる書類等の写し

		<p>(ウ) 身体障害手帳の交付を受けていることが確認できる書類の写し</p> <p>(エ) 要介護者又は要支援者の認定を受けていることが確認できる書類の写し</p> <p>(オ) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることが確認できる書類の写し</p> <p>以下の書類については、交付申請時に提出が困難な場合、できるだけ速やかに提出すること。</p> <p>シ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 10 条第 1 項の規定による届出書及び分別解体等の計画書の写し（届出対象工事の場合のみ）</p> <p>ス 施工業者が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を受けている又は建設リサイクル法第 21 条の規定による登録を受けていることを証明する書類の写し（前号に該当しない場合のみ）</p> <p>セ 建替えの場合は、新築住宅の建築確認済証の写し</p> <p>ソ 住み替えの場合は、住み替え後の建築物が地震に対して安全な構造であることを証明する書類</p>
4	木造住宅防災ベッド整備事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）</p> <p>イ 見積書の写し等、事業に要する経費の根拠が確認できるもの</p> <p>ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>(ア) 建築確認通知書</p> <p>(イ) 建物登記簿謄本</p> <p>(ウ) その他、建築工事の着工日が証明できる書類</p> <p>エ 設置予定箇所の現況写真</p> <p>オ 防災ベッドを設置する部屋がわかる平面図等</p> <p>カ 所有者の承諾書（所有者以外による申請の場合のみ）</p> <p>キ 家族構成報告書（様式第 1 号）及び居住者が確認できる次のいずれかの書類（複数台設置する場合のみ）</p> <p>(ア) 運転免許証</p> <p>(イ) 健康保険証</p> <p>(ウ) 住民票</p> <p>ク 家族構成報告書（様式第 1 号）及び次のいずれかの書類（高齢者等世帯の場合のみ）</p> <p>(ア) 65 歳以上又は 15 歳未満であることが確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>a 運転免許証</p>

		<ul style="list-style-type: none"> b 健康保険証 c 住民票 d その他、生年月日が証明できる書類 (イ) 就学していることが確認できる書類等の写し (ウ) 身体障害手帳の交付を受けていることが確認できる書類の写し (エ) 要介護者又は要支援者の認定を受けていることが確認できる書類の写し (オ) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることが確認できる書類の写し
5	木造住宅耐震シェルター整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） イ 見積書の写し等、事業に要する経費の根拠が確認できるもの ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し <ul style="list-style-type: none"> (ア) 建築確認通知書 (イ) 建物登記簿謄本 (ウ) その他、建築工事の着工日が証明できる書類 エ 設置予定箇所の現況写真 オ 家族構成報告書（様式第1号）及び次のいずれかの書類（高齢者等世帯の場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> (ア) 65歳以上又は15歳未満であることが確認できる次のいずれかの書類の写し <ul style="list-style-type: none"> a 運転免許証 b 健康保険証 c 住民票 d その他、生年月日が証明できる書類 (イ) 就学していることが確認できる書類等の写し (ウ) 身体障害手帳の交付を受けていることが確認できる書類の写し (エ) 要介護者又は要支援者の認定を受けていることが確認できる書類の写し (オ) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることが確認できる書類の写し カ 耐震シェルターを設置する部屋のわかる平面図等 キ 所有者の承諾書（所有者以外による申請の場合のみ）
6	建築物耐震診断事業	<ul style="list-style-type: none"> ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） イ 見積書の写し等、事業に要する経費の根拠が確認できるもの ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し

		<p>(ア) 建築確認通知書 (イ) 建物登記簿謄本 (ウ) その他、建築工事の着工日が証明できる書類</p> <p>エ 所有者の承諾書（所有者以外による申請の場合のみ） オ 付近見取り図 カ 配置図及び各階平面図</p>
7	建築物補強計画策定事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） イ 見積書の写し等、事業に要する経費の根拠が確認できるもの ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>(ア) 建築確認通知書 (イ) 建物登記簿謄本 (ウ) その他、建築工事の着工日が証明できる書類</p> <p>エ 所有者の承諾書（所有者以外による申請の場合のみ） オ 付近見取り図 カ 配置図及び各階平面図 キ 耐震診断結果報告書 ク 耐震補強工事実施予定誓約書（様式第5号） ケ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「耐震改修促進法施行令」という。）第4条に規定する要件に該当することが確認できる書類</p>
8	建築物耐震化助成事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） イ 見積書の写し等、事業に要する経費の根拠が確認できるもの ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>(ア) 建築確認通知書 (イ) 建物登記簿謄本 (ウ) その他、建築工事の着工日が証明できる書類</p> <p>エ 所有者の承諾書（所有者以外による申請の場合のみ） オ 付近見取り図 カ 配置図及び各階平面図 キ 耐震診断等結果報告書 ク 耐震補強工事の内容を明示した、各階平面図、立面図、断面図及び補強詳細図等 ケ 工事工程表等、事業の予定期間の根拠が確認できるもの コ 耐震改修促進法施行令第4条に規定する要件に該当することが確認できる書類 サ 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し（建替えを行う場合）（注1）</p>

9	ブロック塀等撤去事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）</p> <p>イ 見積書の写し等、事業に要する経費の根拠が確認できるもの</p> <p>ウ 付近見取り図</p> <p>エ 施工前の写真</p> <p>オ 撤去前のブロック塀等の配置図及び断面図</p> <p>カ 所有者を確認できる書類（申請者の住所がブロック塀等の所在地と異なる場合のみ）</p>
10	ブロック塀等建替事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）</p> <p>イ 見積書の写し等、事業に要する経費の根拠が確認できるもの</p> <p>ウ 付近見取り図</p> <p>エ 施工前の写真</p> <p>オ 撤去前のブロック塀等の配置図及び断面図</p> <p>カ 安全な塀に改善する設計図（配置図、平面図、立面図、断面図）</p> <p>キ 所有者を確認できる書類（申請者の住所がブロック塀等の所在地と異なる場合のみ）</p>
11	地域耐震化推進事業	<p>ア 見積書（業務に係る経費計算書）</p> <p>イ 事業計画書</p> <p>ウ 組織の構成員名簿（静岡県耐震診断補強相談士の場合は明記）</p> <p>エ 静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し</p> <p>オ 市税完納証明書（対象となる団体のみ）</p>
12	がけ地等近接危険住宅移転事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）</p> <p>イ 危険住宅案内図</p> <p>ウ 危険住宅配置図兼平面図（方位、縮尺、敷地境界及びがけの位置を明示）</p> <p>エ がけの断面図（高さ、勾配及び表面の状況を明示）</p>
13	屋根耐風診断事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）</p> <p>イ 耐風診断に係る見積書の写し</p> <p>ウ 所有者の承諾書（所有者以外による申請の場合のみ）</p> <p>エ 耐風診断を実施する者が瓦屋根診断技士等であることを示す書類</p> <p>オ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>（ア） 建築確認通知書又は確認済証</p> <p>（イ） 建物登記簿謄本</p> <p>（ウ） その他、建築工事の着工日が証明できる書類</p> <p>カ 付近見取り図</p> <p>キ 現況の写真</p>
14	屋根耐風改修事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）</p>

業	<p>イ 耐風改修工事に係る見積書の写し</p> <p>ウ 所有者の承諾書（所有者以外による申請の場合）</p> <p>エ 耐風診断結果報告書の写し</p> <p>オ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>（ア） 建築確認通知書又は確認済証</p> <p>（イ） 建物登記簿謄本</p> <p>（ウ） その他、建築工事の着工日が証明できる書類</p> <p>カ 付近見取り図</p> <p>キ 現況の写真</p> <p>ク 工事概要がわかる図面（屋根改修部分の面積を明示）</p> <p>ケ 耐風改修者が瓦屋根診断技士等であることを示す書類（改修で瓦屋根を施工する場合のみ）</p> <p>コ 以下の書類については、交付申請時に提出が困難な場合、できるだけ速やかに提出すること。</p> <p>シ 建築確認済証等の写し（大規模の修繕、模様替え等に該当する場合のみ）</p>
---	--

別表第2（第3条関係）

事業の区分		完了報告に要する書類
1	木造住宅補強計画策定事業	<p>ア 領収書等の写し</p> <p>イ 契約書の写し</p> <p>ウ 補強前後の Iw 値及びその算定根拠を示す補強計画計算書</p> <p>エ 補強前後の壁仕様等、補強方法、施工箇所を明示した補強計画平面図</p> <p>オ 金物図（平成 12 年建告第 1460 号の仕様に適合する場合のみ）</p> <p>カ 命を守る対策の実施が確認できる次のいずれかの書類（ただし、木造住宅防災ベッド整備事業又は木造住宅耐震シェルター整備事業の交付申請を行った場合は除く）</p> <p>（ア）防災ベッドを設置した場合、次の書類</p> <p> a 領収書等の写し</p> <p> b 事業の完了を確認できる写真</p> <p>（イ）防災シェルターを設置した場合、次の書類</p> <p> a 領収書等の写し</p> <p> b 設置工事の施工前、施工中及び完了時の写真</p> <p>（ウ）住替えを行った場合、次のいずれかの書類</p> <p> a 住民票</p> <p> b 運転免許証の写し</p> <p> c その他住替えしたことが証明できる書類</p>
2	木造住宅補強工事助成事業（補強計画一体型）	<p>ア 領収書等の写し（補強計画、補強工事）</p> <p>イ 契約書の写し（補強計画、補強工事）</p> <p>ウ 施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時の写真</p> <p>エ 木造住宅耐震補強事業の P R 活動への協力実績報告書 1（様式第 3 号）又は、木造住宅耐震補強事業の P R 活動への協力実績報告書 2（様式第 4 号）</p>
3	木造住宅除却工事助成事業	<p>ア 領収書等の写し</p> <p>イ 契約書の写し</p> <p>ウ 事業の完了を確認できる全景写真</p> <p>エ 建築物除却届の写し</p> <p>オ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し</p>
4	木造住宅防災ベッド整備事業	<p>ア 領収書等の写し</p> <p>イ 事業の完了を確認できる写真</p>
5	木造住宅耐震シェルター整備事業	<p>ア 領収書等の写し</p> <p>イ 設置工事の施工前、施工中及び完了時の写真</p>
6	建築物耐震診断事業	<p>ア 領収書等の写し</p> <p>イ 契約書の写し</p>

		ウ 耐震診断結果報告書
7	建築物補強計画策定事業	ア 領収書等の写し イ 契約書の写し ウ 耐震診断等結果報告書 エ 耐震補強工事の内容を明示した、各階平面図、立面図、断面図及び補強詳細図等
8	建築物耐震化助成事業	ア 領収書等の写し イ 契約書の写し ウ 施工箇所毎の着手前及び工程毎の施工中並びに完了時の確認ができる写真 エ 各種試験結果表・材料品質証明書等 オ 工事監理報告書 カ 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し（建替えを行う場合のみ）（注1）
9	ブロック塀等撤去事業	ア 領収書等の写し イ 事業の完了を確認できる全景写真
10	ブロック塀等改善事業	ア 領収書等の写し イ 事業の完了を確認できる全景写真及び工程ごとに必要とする工事写真 ウ 完成図（配置図、平面図、立面図、断面図）
11	地域耐震化推進事業	ア 事業実績書 イ 領収書等の写し（経費計算書） ウ 業務内容の分かる写真
12	がけ地等近接危険住宅移転事業	ア 新築住宅の確認済証及び検査済証の写し イ 新築住宅及び旧住宅跡地の写真 ウ 危険住宅の除却費等の領収書等の写し又はこれに代わる書類 エ 住宅建設等に要した資金の借入金額及び利子総額等を証明する書類 オ 新築住宅が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し（注1）
13	屋根耐風診断事業	ア 領収書等の写し イ 耐風診断結果報告書の写し ※耐風診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。 ・診断者の氏名・住所、診断年月日 ・所有者、所在地 ・診断の方針及び結果概要 ・総合所見
14	屋根耐風改修事業	ア 領収書等の写し イ 契約書の写し

	<p>ウ 耐風改修結果報告書の写し</p> <p>※耐風改修結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告者の氏名、住所、報告年月日 ・所有者、所在地 ・改修屋根伏図（改修方法、改修箇所を明示する。） ・令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号に基づいて実施した旨の所見 <p>エ 改修工事の施工前、施工中及び完了時の写真</p> <p>オ 完了検査済証等の写し（大規模の修繕・模様替えに該当した工事を行った場合のみ）</p>
--	---

別表第3（第4条関係）

別表第1		交付申請に要する書類のうち、省略することができる書類
2	木造住宅補強工事助成事業（補強計画一体型）	<p>ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）</p> <p>ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 建築確認通知書</p> <p>コ 家族構成報告書及び次のいずれかの書類（高齢者世帯及び割増補助を受ける場合のみ）</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 65歳以上又は15歳未満であることが確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">c 住民票</p>
3	木造住宅除却工事助成事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）</p> <p>ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 建築確認通知書</p> <p>コ 家族構成報告書及び次のいずれかの書類（高齢者世帯及び割増補助を受ける場合のみ）</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 65歳以上又は15歳未満であることが確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">c 住民票</p> <p>サ 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出書及び分別解体等の計画書の写し</p>
4	木造住宅防	<p>ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）</p>

	災ベッド整備事業	<p>ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>(ア) 建築確認通知書</p> <p>キ 家族構成報告書(様式第1号)及び居住者が確認できる次のいずれかの書類(複数台設置する場合のみ)</p> <p>(ウ) 住民票</p> <p>ク 家族構成報告書(様式第1号)及び次のいずれかの書類(高齢者等世帯の場合のみ)</p> <p>(ア) 65歳以上又は15歳未満であることが確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>c 住民票</p>
5	木造住宅耐震シェルター整備事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)</p> <p>ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>(ア) 建築確認通知書</p> <p>オ 家族構成報告書及び次のいずれかの書類(高齢者等世帯の場合のみ)</p> <p>(ア) 65歳以上であることが確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>c 住民票</p>
6	建築物耐震診断事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)</p> <p>ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>(ア) 建築確認通知書</p>
7	建築物補強計画策定事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)</p> <p>ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>(ア) 建築確認通知書</p>
8	建築物耐震化助成事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)</p> <p>ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のいずれかの書類の写し</p> <p>(ア) 建築確認通知書</p>
9	ブロック塀等撤去事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)</p>
10	ブロック塀等建替事業	<p>ア 申請者の市税完納証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)</p>
11	地域耐震化推進事業	<p>オ 市税完納証明書(対象となる団体のみ)</p>
12	がけ地等近	<p>ア 申請者の市税完納証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)</p>

	接危険住宅 移転事業	
13	屋根耐風診 断事業	ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） オ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のい ずれかの書類の写し (ア) 建築確認通知書又は確認済証
14	屋根耐風改 修事業	ア 申請者の市税完納証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） オ 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる次のい ずれかの書類の写し (ア) 建築確認通知書又は確認済証
	別表第2	完了報告に要する書類のうち、省略することができる書類
3	木造住宅除 却工事助成 事業	エ 建築物除却届の写し

別表第4（第4条関係）

(い)		(ろ)		(は)
関連する事業		省略することができる事業		同一年度の申請により、省略することができる書類
5	建築物耐震診断事業	6	建築物補強計画策定事業	ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建 築年次が確認できるもの オ 付近見取り図 カ 配置図及び各階平面図
6	建築物補強計画策定事業	7	建築物耐震化助成事業	ウ 建築物の所在地、用途、構造及び建 築年次が確認できるもの オ 付近見取り図 カ 配置図及び各階平面図 キ 耐震診断等結果報告書 ク 耐震補強工事の内容を明示した、 各階平面図、立面図、断面図及び補 強詳細図等
8	ブロック塀等撤去事業	9	ブロック塀等建替事業	ウ 付近見取り図 エ 施行前の写真 オ 撤去前のブロック塀等の配置図及び 断面図
13	屋根耐風診断事業	14	屋根耐風改修事業	エ 耐風診断結果報告書の写し オ 建築物の所在地、用途、構造及び建 築年次が確認できるもの カ 付近見取り図 キ 現況の写真

(注1) ※社会資本整備総合交付金要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)若しくはロ-16-(12)又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱の事業要件を満たすものとする。

家族構成報告書

1 申請者	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	障害等名称 又は学校名	
2 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	障害等名称 又は学校名	
3 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	障害等名称 又は学校名	
4 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	障害等名称 又は学校名	
5 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	障害等名称 又は学校名	
6 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	障害等名称 又は学校名	
7 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	障害等名称 又は学校名	

※「障害等名称又は学校名」の欄は、該当する場合のみ記入のこと。

この住宅に居住するものは上記のとおり相違ありません。

申請者名

木造住宅耐震補強事業のPR活動への協力確認書

私は下記の内容により木造住宅耐震補強事業のPR活動に協力します。
また、市、県が協力実績報告書をホームページや冊子等に掲載することを承諾します。

記

1. 必須事項

工事期間中、「耐震補強工事PR看板」を外部の見える場所に設置します。

2. 選択事項

（以下のいずれか1つ以上に○をつけてください。）

- (1) 工事期間中に現場見学会を開催します。
（見学会開催日は1週間前までに市に連絡し、実績報告時に写真を提出します。）
- (2) 工事完成後に完成見学会を開催します。
（見学会開催日は1週間前までに市に連絡し、実績報告時に写真を提出します。）
- (3) 実績報告時に「住宅所有者等のコメント及び写真等」を提出します。

申請者名

木造住宅耐震補強事業のPR活動への協力実績報告書2

1. 居住者の家族構成

2. 住宅の概要

(1) 建築年： 年

(2) 規 模： 階数 階 延べ面積 m²

3. 補強工事概要

(1) 工事概要：

(2) 工 事 費：

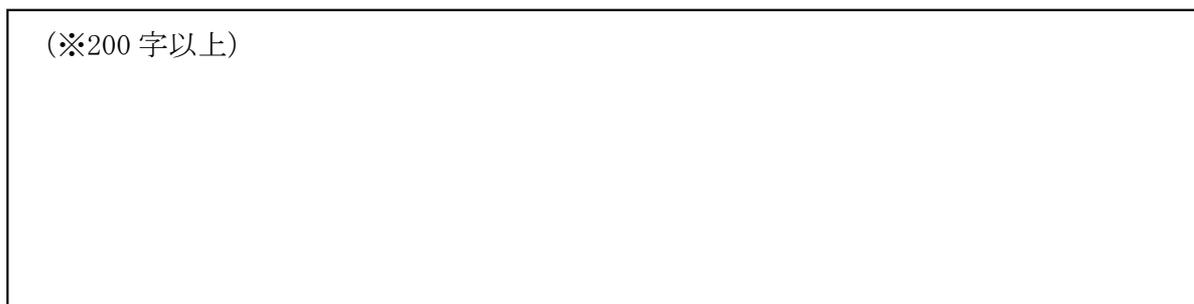
4. 耐震補強工事PR看板の設置

(写真添付)



5. 耐震補強のきっかけ、工事を終えた感想

(※200字以上)



6. 写真

(代表的な箇所の工事前、工事中及び完成写真を添付してください)

申請者名

（あて先）磐田市長

住所
申請者
氏名

耐震補強工事実施予定誓約書

磐田市建築物等耐震改修促進事業費補助金の交付を受けて補強計画を実施する下記建築物については、耐震補強工事を実施することを誓約します。

記

1. 所在地

2. 名称または用途

3. 構造・規模

造 階建て
(建築面積 m² 延べ面積 m²)

同意書

私は、磐田市建築物等耐震改修促進事業費補助金の申請にあたり、磐田市が保有する以下の情報について、磐田市が照会を行うことに同意します。

- ・市税の納税状況
- ・当該建築物の建築基準法に基づく申請、届出の情報
- ・当該建築物の建設リサイクル法に基づく届出の情報
- ・住民票に記載されている情報

磐田市長

年 月 日

申請者 住所
(自署) 氏名

※申請者が署名する場合は、押印は不要です。署名できない場合は押印をお願いします。

様式第7号 削除

